

世界知的所有権機関（WIPO）における最近の動向について

①第21回著作権等常設委員会（SCCR）

2010年11月8日～12日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、前回と同様、（ア）放送機関の保護、（イ）視聴覚的実演の保護、（ウ）権利制限と例外に関する議論を実施。前回会合においては、結論文書がまとめられないまま終了していた。今回は、権利制限と例外の今後の進め方の調整が難航したが、最終日の深夜に結論文書をまとめることとなった。次回のSCCRは2011年6月15日～24日となり、通常よりも3日間延長し、3日間は権利制限と例外について議論することとなった。放送条約及び視聴覚的実演条約については、次回会合よりも前に非公式会合を開催する予定となった。全体的に前向きに議論を進める方向性がしめされた中で、特に、権利制限と例外の議論が今後、加速化することが明確になった。

（ア）放送機関の保護については、インドとナイジェリアの地域セミナーの開催結果報告、事務局から、シグナルパイヤシーの調査報告がなされた。ケニア等から、会期間会合の開催について提案があり、日本もこれを支持し、残りの懸案事項の合意に向けてタイムテーブルを設定し議論を行っていくべきことを主張した。インドからウェブキャスティングやサイマルキャスティングを条約の保護の対象とすることに慎重になるべきであり、2007年総会のマンデートに基づきシグナルベースアプローチ（signal-based approach）を基本として伝統的放送に限定して議論を進めるべき旨の発言があった。

（イ）視聴覚実演の保護については、米国から、現在、米国内において、12条（権利の移転の条項）について検討が進められていることが説明された。2000年の外交会議で20条のうち19条はすでに合意されているはずであり、それをベースとして議論を進めるべきとする発言が多くなされた。

（ウ）権利制限と例外について、今回、最も多く時間がさかれた。すでにテーブルに上がっている4つの案（中南米等案（いわゆるBEMP案）、米国案、EU案、アフリカ案）について、簡単な概要説明の後、質疑応答がなされ、既存の条約との関係や提案の具体的な効果・仕組みについての質問がとりあげられた。また、今後の議論の進め方（ワークプラン）については、視覚障害者むけの条約案の策定を急ぎたい中南米・カリブ諸国グループ（GRULAC）と、他の障害者や教育目的等のための権利制限も同等に扱うべきとするアフリカグループの立場の違いはあったが、視覚障害者向けを優先にしつつも他の分野もあわせて検討を進めることが明確となるスケジュールを策定することで、合意された。先進国（Bグループ）は、議論の熟度の高い活字障害者（print disability）の分野の検討を先に行うこと、国際的法的文書（International legal instrument）の形式は様々であること（モデルロー、共同宣言、条約、その他の形式を含む）を前提に合意した。

結論文書の概要は以下の通り。

（1）放送機関の保護について

- ・引き続き、SCCRにおいて議論。次回（第22回）のSCCR前に、非公式コンサルテーション会合を開催し、伝統的な放送機関の保護に関して、専門家により、

主な論点を明確にする

- ・関係国は、3月1日までに、放送条約に関しての新たな提案があれば提出すること

(2) 視聴覚実演の保護について

- ・2000年の外交会議でまとめられた19条は引き続き、議論のベースとなるものであること
- ・関係国は、1月31日までに、特に問題となっている点に関しての提案があれば提出すること
- ・非公式オープンエンド会合を開催し、次回のSCCRに議論を完結させるためのタイムテーブルを含めること

(3) 権利制限と例外について

- ・SCCRは、権利制限と例外について、(model law、joint recommendation, treaty and/or other forms を含む) 国際的な法的文書 (legal instrument) の策定にむけて、テキストに基づく議論を行う。
- ・議論が深まっている活字障害者 (print disability) 及び読書障害者向け (reading disability) のテキストに基づく作業の進展が必要。また、同様の方法 (in a similar manner) において、権利制限に関して図書館・教育・その他の障害の方向けのテキストに基づく作業を進める。
- ・ワークプログラム (別表) に基づいて、議論を進める。

(4) 次回会合

次回会合は2011年6月15日～24日とする。

(別表) 権利制限と例外に関するスケジュール

2011年6月 第22回SCCR	3日間追加： <u>活字障害者・読書障害者</u> に関する権利制限と例外の議論 通常議題：権利制限と例外の議題では、 <u>活字障害者・読書障害者</u> に関して集中的に議論を行う 総会への Recommendation について検討
2011年9月 WIPO 総会	SCCR の Recommendation に関する決定 (<u>活字障害者・読書障害者</u> に関する権利制限と例外の議論)
2011年11月 第23回SCCR	3日間追加： <u>図書館・アーカイブ</u> に関する権利制限と例外の議論 通常議題：権利制限と例外の議題では、 <u>図書館・アーカイブ</u> に関する権利制限と例外の議論を行う
2012年5/6月 第24回SCCR	3日間追加： <u>教育・指導・研究機関、その他の障害者</u> に関する権利制限と例外の議論 通常議題：権利制限と例外の議題では、 <u>教育・指導・研究機関、その他の障害者</u> に関する権利制限と例外の議論を行う 総会への Recommendation について検討
2012年9月 WIPO 総会	SCCR の Recommendation に関する決定 (<u>図書館・アーカイブ</u> に関する権利制限と例外の議論) (<u>教育・指導・研究機関、その他の障害者</u> に関する権利制限と例外の議論)

②第6回開発と知的財産に関する委員会(CDIP)

2010年11月22日～26日(於:ジュネーブ)に開催。本会合では、「知的財産制度における柔軟性」などの勧告の実施のための作業計画について議論を実施。また、著作権関連では、「創造的産業の経営・監視・促進、及び著作権の集中管理組織の能力とネットワークの強化のための、各国知的財産政府・関連諸機関の能力増強」、「知的財産とパブリックドメイン」などの既に作業計画が採択されている勧告についての進捗状況の報告がなされた。なお、本会合のマージンにおいて開催された非公式協議では、勧告実施の監視、評価、検討及び報告のための調整メカニズムにつき、どのように実施されるべきかについて議論されたものの、WIPOの各委員会等が開発アジェンダについて自由に議論を行うことができる環境を求める途上国と、開発関連以外の委員会等においても制限なく開発アジェンダの議論が行われることに懸念を有する先進国との間の意見の隔たりが埋まらず、合意形成には至らなかった。

③第17回遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)

2010年12月6日～10日(於:ジュネーブ)に開催し、本会合では、遺伝資源(GR)、伝統的知識(TK)、伝統的文化表現(TCEs)、に関し、議論がなされた。

伝統的文化表現(フォークロア)に関しては、冒頭、2010年7月に開催されたインターセSSIONナルワーキンググループ(IWG)の報告がなされ、IWGの成果物である草案(WIPO/GRTKF/IC/17/9)を今後の議論の基盤とすることが合意され、1条ずつ各国がコメントを付与した。日本からは、第1条(保護の対象)や第3条(保護の範囲)に関して、定義が曖昧であるため、予測可能性が低く、利用者の文化的表現が活発に行われることが難しくなり、ひいては文化の発展につながらないおそれがある旨を発言。議論が一巡したところで、議長はドラフティンググループの設置を提案し、ドラフティンググループで整理した案が、全体会合で報告され、今後の議論のベースとなることになった。また、議長から、次回のIGCまでに、非公式にメール等でコンサルテーションができるようであれば、新たな文書を議長テキストとして用意することもあり得るという提案があり、了承された。次回第18回のIGC会合は、2011年5月9日～13日の予定。なお、次回IGCの前に、IWGが開催予定であり、伝統的知識(TK)についての第2回IWGが2011年2月21日～25日、遺伝資源(GR)についての第3回IWGが2011年2月28日～3月4日となっている。その後、2011年9月の総会前の5月、7月にIGCが予定されている。